

令和7年 教育委員会

第8回 定例会 議事日程

令和7年5月13日（火）

第1 議 案

【文化振興課】

- (1) 議案第22号「千代田区指定文化財の新規指定について」
- (2) 議案第23号「千代田区指定文化財の指定解除について」

第2 協 議

【指導課】

- (1) 千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第3 報 告

【児童・家庭支援センター】

- (1) 学童クラブの在籍状況（令和7年5月1日時点）

【指導課】

- (1) 令和8年度使用教科用図書採択について
- (2) いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況（4月）
- (3) 英語教育推進会議の設置について

第4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（5月20日号）

議案第 22 号

千代田区指定文化財の新規指定について

令和6年度千代田区指定文化財として下記1件を指定する。

記

1 千代田区指定有形文化財（歴史資料）

水野勝邦関東大震災アルバム 3冊

以上

議案第23号

千代田区指定文化財の指定解除について

千代田区指定文化財のうち、下記1件の指定を解除する。

記

1 千代田区指定有形文化財（絵画）

紙本着色太田姫稲荷神社縁起絵巻 1巻

解除理由：区外へ移転のため。

以上

刑法改正に伴う教育委員会規則の一部改正について

1 趣 旨

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴い、関連する教育委員会規則の改正を行う。

2 改正を予定している教育委員会規則

- (1) 千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則
- (2) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (3) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

3 改正内容

「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」とする規定整備を行う。

○千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則

第4条に規定する千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用選考申込書(第1号様式)の「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

第29条第3項第1号の「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

第9条第3項に定める一時差止処分の処分説明書(別記様式第3号)の「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に改める。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定期日

令和7年6月1日

第1号様式（第4条関係）

千代田区教育委員会 殿

千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用選考申込書

(フリガナ)	生年月日	年 月 日
氏 名		
教科又は教科の領域の一部に係る事項		
<p>私は千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則第4条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて、千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用選考に申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>		
住 所		
申請者署名	(電話)	
連 絡 先	(電話)	

注意 この申込書は、千代田区立九段中等教育学校の特別教育職員任用選考の申込書です。必要な免許状を授与されていない場合、任用の候補者として決定した後に、改めて、特別免許状の授与に係る検定を受けていただきます。この検定を受けない場合又は検定の結果不合格となった場合は、採用されません。下記教育職員免許法第5条第1項のいずれかに該当する場合には、特別免許状が授与されず、採用することができませんのでご注意ください。

教育職員免許法第5条第1項

- 3号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

第1号様式（第4条関係）

千代田区教育委員会 殿

千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用選考申込書

(フリガナ)		生年月日	年 月 日
氏 名			
教科又は教科の領域の一部に係る事項			
<p>私は千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則第4条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて、千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用選考に申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>			
住 所			
申請者署名		(電話)	
連 絡 先		(電話)	

注意 この申込書は、千代田区立九段中等教育学校の特別教育職員任用選考の申込書です。必要な免許状を授与されていない場合、任用の候補者として決定した後に、改めて、特別免許状の授与に係る検定を受けていただきます。この検定を受けない場合又は検定の結果不合格となった場合は、採用されません。下記教育職員免許法第5条第1項のいずれかに該当する場合には、特別免許状が授与されず、採用することができませんのでご注意ください。

教育職員免許法第5条第1項

- 3号 **拘禁刑**以上の刑に処せられた者
- 4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（リフレッシュ休暇）</p> <p>第29条 リフレッシュ休暇は、職員が職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 リフレッシュ休暇は、次の各号に掲げる年齢に達した日が属する年度の翌年度の4月1日から3年間の範囲内において、日を単位として、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>（1） 満53歳 引き続き5日</p> <p>（2） 満43歳 引き続き3日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。</p> <p>（1） 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度の4月1日から3年間</p> <p>（2） 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、懲戒処分（教育委員会が別に定めるものを除く。）を受けた日から2年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から2年を経過する日が属する年度の翌年度の4月1日から3年間</p> <p>（3） 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度において、条例第16条に定める病気休暇その他教育委員会が定める事由により、当該年度の2分の1以上の期間勤務しなかった者 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日から教育委員会が定める日まで</p>	<p>（リフレッシュ休暇）</p> <p>第29条 リフレッシュ休暇は、職員が職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 リフレッシュ休暇は、次の各号に掲げる年齢に達した日が属する年度の翌年度の4月1日から3年間の範囲内において、日を単位として、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。</p> <p>（1） 満53歳 引き続き5日</p> <p>（2） 満43歳 引き続き3日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる年齢に達した者で、次の各号に該当するものには、当該各号に定める期間において、リフレッシュ休暇を承認する。</p> <p>（1） 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（禁錮以上の刑の場合を除く。）が確定した日から2年を経過する日が属する年度の翌年度の4月1日から3年間</p> <p>（2） 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日において、懲戒処分（教育委員会が別に定めるものを除く。）を受けた日から2年を経過しない者 当該懲戒処分を受けた日から2年を経過する日が属する年度の翌年度の4月1日から3年間</p> <p>（3） 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度において、条例第16条に定める病気休暇その他教育委員会が定める事由により、当該年度の2分の1以上の期間勤務しなかった者 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の4月1日から教育委員会が定める日まで</p>

令和7年度 学童クラブ学年別在籍状況（令和7年5月1日現在）

（単位：人）

	区立・児童館併設学童クラブ					学校内学童クラブ							私立学童クラブ										合計 (①～⑳)	
	① 西神田	(昌平小)	③ 四番町	④ 一番町	区営 合計 (①～④)	(和泉小)	(富士見小)	(千代田小)	(麹町小)	(番町小)	(お茶の水小)	(九段小)	⑫ 二番町こ どもクラ ブ	⑬ ポピンズ アフター スクール 一番町	⑭ グローバル キッズ 飯田 橋学童ク ラブ(1・ 2)	⑮ 麹町こど もクラブ	⑯ キッズク ラブ神田	⑰ 東神田ら る学童ク ラブ	⑱ 学童保育 じゃんぶ 九段クラ ブ	⑲ ベネッセ 万世橋学 童クラブ	⑳ 富士見わ んぱくひ ろば学童 クラブ分 室	㉑ スター チャイル ド学童ク ラブ和泉 橋		民営 合計 (⑤～㉑)
		② 神田				⑤ いずみ学 童クラブ (1・2)	⑥ 富士見わ んぱくひ ろば学童 クラブ (1・2)	⑦ アフタース クール さくら (1・2)	⑧ アフタース クール こうじ町	⑨ 番町小学 校アフター クール(1・ 2)	⑩ アフタース クール お茶の水	⑪ 九段小学 校アフター クール												
1年生	10	13	5	6	34	33	38	35	27	29	26	25	13	13	26	4	2	4	6	12	1	1	295	329
2年生	22	13	10	15	60	32	30	30	22	11	24	39	18	7	23	7	2	7	7	12	3	0	274	334
3年生	16	16	12	19	63	31	35	33	0	20	21	3	18	22	37	9	4	8	25	1	2	0	269	332
1～3年生	48	42	27	40	157	96	103	98	49	60	71	67	49	42	86	20	8	19	38	25	6	1	838	995
4年生	9	11	14	5	39	0	6	7	1	17	0	0	13	14	15	14	6	13	2	8	4	8	128	167
5年生	5	3	6	14	28	1	0	2	0	3	0	0	10	0	23	4	3	6	0	7	3	0	62	90
6年生	0	4	5	1	10	0	1	1	0	0	0	0	10	0	0	2	0	1	0	0	6	1	22	32
4～6年生	14	18	25	20	77	1	7	10	1	20	0	0	33	14	38	20	9	20	2	15	13	9	212	289
令和7年 5月1日 在籍人数	62	60	52	60	234	97	110	108	50	80	71	67	82	56	124	40	17	39	40	40	19	10	1,050	1,284
定員	50	50	47	42	189	88	110	110	50	76	70	60	70	50	110	45	50	40	40	40	40	40	1,089	1,278
令和6年 5月1日 在籍人数	61	62	48	60	231	89	110	110	50	80	72	67	80	55	124	45	21	44	40	45			1,032	1,263
在籍人数 増減 (R7-R6)	1	△ 2	4	0	3	8	0	△ 2	0	0	△ 1	0	2	1	0	△ 5	△ 4	△ 5	0	△ 5	19	10	18	21
備考 (区立小以外)	7	4	13	3	27	3	2	0	0	0	0	0	14	3	27	4	2	2	1	14	2	0	74	101

令和8年度使用 教科用図書採択について

別添「令和8年度使用 千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択事務日程並びに千代田区立九段中等教育学校（後期課程）、特別支援学級（小・中）」のとおり、令和8年度使用 教科用図書採択事務を行う。

【資料 1-1】 千代田区立小・中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱

【資料 1-2】 千代田区立小・中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱
に関する細目

【資料 2】 千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

【資料 3】 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

【資料 4】 教科書採択における公正確保の徹底及び令和8年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

（令和7年4月29日付 7教指管第121号の写し）

【資料 5】 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

（令和7年3月27日付 6文科初第2697号の写し）

【資料 6】 令和8年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

（令和7年3月27日付 6初教科第27号の写し）

【資料 7】 教科書の採択方針について（答申）

【資料 8】 教科書展示会の実施について

【別 添】 令和8年度使用 千代田区立学校教科用図書採択事務日程

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

17千教教指発第79号
平成17年5月11日教育長決裁
平成19年4月2日教育長決裁
平成20年4月1日教育長決裁
平成21年4月1日教育長決裁
平成22年4月1日教育長決裁
平成26年4月1日教育長決裁
平成27年4月1日教育長決裁
平成29年4月1日教育長決裁
平成30年4月1日教育長決裁
令和2年4月1日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(採択の基本方針)

第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(教科用図書選定委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。なお、検定年度に新たな図書の申請がなかった教科は、前回の検定合格図書から採択を行うことができる。その際は4年間の使用実績を踏まえ、前回の採択における調査研究内容を活用し、教育委員会による簡易採択も行えるものとする。この場合、基本的に選定委員会は設けない。

- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭等から選定教科数に応じて必要数(2～12名程度)と、保護者代表2名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、選定委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
- 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

(教科用図書調査委員会)

- 第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設ける。
- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された委員（小学校7名程度、中・中等教育学校1～2名程度）及び選定委員会委員1名をもって構成する。
 - 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
 - 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
 - 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
 - 6 委員長は、調査委員会を総理する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
 - 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
 - 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

（教科用図書研究会）

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
 - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
 - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

（特別支援学級で使用する教科用図書の採択）

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

（審議の公正確保）

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

（確認書の提出）

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

（所管）

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

（委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則（17千教指発第79号）

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則（19千教指発第337号）

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則（20千こ育指発第247号）

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。
付則（21千こ育指発第184号）

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
付則（22千子指導発第208号）

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。
付則（26千子指導発第268号）

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
付則（27千子指導発第172号）

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
付則（29千子指導発第228号）

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
付則（30千子指導発第61号）

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
付則（2千子指導発第120号）

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目

2 千子指導発第121号
令和2年4月1日指導課長決裁

1 この細目は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱第11条に基づき、教科用図書の調査研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 教科用図書選定委員会

(1) 委員の資格要件

- ① 保護者代表については、麹町地区、神田地区PTAから各1名とする。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと(過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等)。
- (2) 選定委員会は、教科用図書調査委員会から報告された調査研究資料を、5に定める調査研究の観点に照らし検討し、調査内容に意見を付した答申書を作成し、教育委員会に答申する。なお、教育委員会にはすべての調査資料を提出する。
- (3) 選定委員長は選定委員会を総理するため、教科用図書調査委員会には所属しないことができる。

3 教科用図書調査委員会

(1) 調査委員会は、①小学校、②中学校・中等教育学校(前期課程)のそれぞれについて、次のとおりとする。

① 小学校

国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育(保健)、英語、特別の教科 道徳

② 中学校・中等教育学校(前期課程)

国語・書写、社会(地理的分野・歴史的分野・公民的分野)・地図、数学、理科、音楽(一般・器楽合奏)、美術、保健体育、技術・家庭(技術分野・家庭分野)、英語、道徳

(2) 委員の資格要件

- ① 教育研究の実績があること。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと(過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等)。
- (3) 調査委員会は、4に定める教科用図書研究会から提出された調査書(様式1)を参考に、5に定める調査研究の観点に従い研究整理し、調査一覧表(様式2)を作成し、選定委員会に報告する。なお、報告の際、調査書(様式1)及び調査一覧表(様式2)を提出する。

4 教科用図書研究会

- (1) 各学校においては、教科用図書研究会を設置する。
- (2) 研究会は、5に定める調査研究の観点に従い、すべての教科用図書について調査書(様式1)を作成し、各調査委員会に報告する。

5 調査研究の観点

調査研究は学習指導要領を基準に、次の観点を基本とし調査する。

- (1) 内容の選択
教材の適切さ、資料のわかりやすさ、内容のおさえ方及び現代的課題への配慮など
- (2) 構成・分量
系統性、関連性、発達段階、精粗の程度及び分量など
- (3) 表記・表現
文字、語句、語法、記号、式、図形などの関連性及び明確さなど
- (4) 使用上の便宜
資料や素材のわかりやすさ、的確さ、大きさ及び紙質など
- (5) 発展・補充教材の扱い
発展・補充教材の内容、分量など
- (6) その他

6 報告様式の取扱い

- (1) 報告様式1：各校長 → 各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (2) 報告様式2：各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (3) 報告様式3：選定委員長 → 教育委員会

7 その他

- (1) 教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会のいずれについても、会議の過程は非公開とする。なお、採択終了後、調査報告等については公開するものとする。
- (2) 本細目に定める様式は別紙のとおりとする。
- (3) 教科書展示会については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、東京都教育委員会の依頼をもって実施する。実施に際しては次の点に留意する。
 - 採択関係者による調査研究は、展示会の他、採択地区に送付される教科用図書見本を活用する。

千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

2 教科書の採択について

(1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

(2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。

千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針

1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書（通常の学級で使用するものと同一のもの）の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する。（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 学校教育法附則第9条図書を使用する。ただし、東京都教育委員会が作成した特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書以外を使用する場合には、独自に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書を使用する。

4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、特性及び心身の発達の段階等に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつものが適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用することとなる図書や採択する他教科の図書との関連性を考慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

5 教科用図書の選定及び採択について

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 委員長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 委員長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会教育長に申請する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。



区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
坂本 雅彦
(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底及び令和8年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

このことについて、文部科学省から、別添（写）のとおり、教科書採択における公正確保の徹底及び令和8年度使用教科書の採択事務処理に関する文書が送付されましたので通知します。

過去には、教科書発行者が採択関係者に不当な利益供与を行った結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態が発生しました。

教科書採択の公正確保については、毎年度通知を発出しており、貴教育委員会におかれましては、教科書採択の公正確保に努めていただいているところですが、発行者はもとより、採択権者等における取組が引き続き不可欠です。

つきましては、下記のとおり補足説明及び留意事項を付しますので、教科書採択における公正確保の徹底等につきまして、域内の学校をはじめとする各関係者に対して通知の趣旨を改めて周知していただき、より一層の公正確保を図っていただくとともに、採択事務につきましては、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 送付文書（写し）

- (1) 令和7年3月27日付6文科初第2697号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」（以下「公正確保通知」という。）
- (2) 同日付6文科初第2698号「教科書採択の公正確保について（通知）」【別添通知】（以下「発行者宛て通知」という。）
- (3) 同日付6初教科第27号「令和8年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（以下「採択事務処理通知」という。）

2 教科書採択の公正確保の徹底

- (1) 趣旨・目的（参照：公正確保通知P.2「1（1）」）

教科書採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。
- (2) 調査員等の選任（参照：公正確保通知P.2～3「1（2）」）
 - ア 各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等について、「教科用図書の採択に

直接の利害関係を有する者」を選任することは不相当であること。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、特定の教科書発行者（以下「発行者」という。）と関係を有する者を選任することは不相当であること。

イ 令和6年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報や、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報については、都教育委員会から区市町村教育委員会に対して別途情報提供をするので、必要に応じて参照すること（発行者宛て通知 P. 4 「（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）」も併せて参照すること。）。

これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(3) その他審議・調査研究における留意事項（参照：公正確保通知 P. 4 「1（3）」）

調査員等の選任及び調査員等が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、発行者との関係について聴取又は自己申告などを求めるなどした上で、特定の発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱い（参照：公正確保通知 P. 4～5 「1（4）」、発行者宛て通知 P. 2～4、事務処理通知 P. 6）

ア 発行者が各採択権者等に送付することができる教科書見本の部数の上限等については、文部科学省が当該発行者に通知している。

- ・ 小・中学校用教科書

令和7年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付されない（無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除く。）。

- ・ 高等学校用教科書

送付先	送付部数の上限	送付時期
中等教育学校（後期課程）を所管する教育委員会	1部	4月末
中等教育学校（後期課程）	1部	4月末
教科書センター	1部	5月末

イ 留意事項

- ・ 上限を超える教科書見本の送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長や教師等を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者）に対する献本若しくは貸与は認められていない。採択関係者から発行者に対して上限を超える送付、又は献本若しくは貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。

- ・ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

また、採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、適切に保管・管理をすること。

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

また、「学習者用デジタル教科書」の完全見本については、紙の教科書の内容と同一であるため、提供や貸与を受けてはならないので注意すること。

(5) 過大な宣伝活動等への対処（参照：公正確保通知 P. 5～7 「1（5）」）

ア 公正確保通知1（5）の外、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。公正確保通知 P. 13 にURLの掲載あり。）を参照すること。

イ 各教育委員会においては、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や行動規範等に違反する行為について、発行者に求めることのないようにすることはもとより、発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

(6) 発行者との関係（参照：公正確保通知 P. 7～10 「1（6）、（7）」）

ア 質の高い教科書の実現のためには、発行者が教師等から意見を聴取することは大きな意義を有する側面もあり、また、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たり両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられる。

一方で、仮に教師等と発行者の認識が、教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、地域住民等から見れば教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して、利害関係者との接触に当たり、法令の外、貴教育委員会の条例・規則等に従う必要がある旨を周知徹底すること。

イ 採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

ウ 発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する学校・教育委員会に報告するよう、全ての教師等に対して指導するとともに、報告を受けた教育委員会は、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、東京都教育庁指導部管理課教科書担当宛てに速やかに情報提供を行うこと。

3 教科書採択方法の改善

(1) 採択権者の判断と責任（参照：公正確保通知 P. 10～11 「2（1）」）

ア 教科書の採択に当たっては、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。

イ 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。

<不適切な採択方法>

- ・教師等の投票によって決定される
- ・事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
- ・十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
- ・その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される

(2) 教科書の調査研究の充実等（参照：公正確保通知 P. 12～13 「2（3）」）

ア 教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果では、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。

イ 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

4 採択に当たっての留意事項について

(1) 各学校段階における令和7年度の教科書採択(参照:採択事務処理通知 P. 2~3「1(1)~(4)」)

ア 小・中学校用教科書の採択について

令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、無償措置法第14条及び同法施行令第15条の規定に基づき、同法施行規則第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

イ 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、下記エのとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書(以下「附則9条本(一般図書)」という。)の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

ウ 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録(令和8年度使用)」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、全部又は一部について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができる。

エ 附則9条本(一般図書)の採択について

- ・ 特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級並びに高等学校(中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)を含む。)においては、附則9条本(一般図書)を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。
- ・ 特別支援学校・学級用の附則9条本(一般図書)の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。

(2) 採択する際の検討の在り方について(参照:採択事務処理通知 P. 4「2(3)」)

各発行者において教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり、各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(3) 教科書採択に関する情報の公表(参照:採択事務処理通知 P. 5「2(4)」)

ア 義務教育諸学校においては、教科書を採択したとき、遅滞なく採択結果、採択理由その他の事項(教科書調査研究資料等)を公表するよう努めるものとされていること(無償措置法第15条、無償措置法

施行規則第7条)。

イ 毎年度文部科学省が実施する「採択関係状況調査」の結果が「公正確保通知」に別添資料として添付されている。貴教育委員会の状況を確認の上、更に十分な取組がされるよう、採択手続の適正化に努めること。

(4) 編修趣意書 (参照：採択事務処理通知 P.6「3(3)」)

文部科学省が、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を取りまとめた上で公正確保通知 P.6「3(3)」にURLが掲載されているので、採択事務処理を行う際には参考にすることができること (令和7年度は4月下旬頃に更新予定)。

5 都教育委員会における令和7年度の調査研究に関する日程 (予定)

学校教育法附則第9条第1項の規定による、特別支援学校 (小学部・中学部) 及び小・中学校等の特別支援学級で教科書として使用する一般図書についても調査研究を行う。

【都教育委員会における調査研究に関する日程 (予定)】

時期 (予定)	附則9条本 (一般図書)
4月 中旬 下旬	・ 審議会①答申 (採択方針) ・ 教育委員会への報告 (審議会①) ・ 調査研究開始
6月 上～中旬	・ 審議会②答申 (調査研究資料)
6月 下旬	・ 教育委員会への報告 (審議会②) ・ 調査研究資料の公開

※上の表における「審議会」とは「東京都教科用図書選定審議会」を指す。

※ここでは、都教育委員会の業務のうち、他の採択権者への指導・助言・援助に関連する内容のみ記載した。

<連絡先>

東京都教育庁指導部管理課 教科書担当 戸村

電話 : 03-5320-6834

メール : Mitsuhiko_Tomura@member.metro.tokyo.jp



6 文科初第 2697 号
令和 7 年 3 月 27 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎 (公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について (通知)

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

過去には、教科書発行者が採択関係者に不当な利益供与を行った結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態が発生しました。そのため、教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきましたが、教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。

については、上記の事実や令和 6 年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校及びその教師その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 趣旨・目的

- 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

(2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

(ア) 選定することが不相当といえる者

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※ 1）を選任することは不相当であること。

- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不相当であること。

※ 1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

- ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者

等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけではなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）「第一2.留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

(イ) 著作編修関係者名簿

- 教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。
- もっとも、今後文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和6年度に検定を経た教科書について、教科書協会非加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のもの編著者及び編集協力者に関する情報（※2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。
- これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※2 これらの情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(3) その他審議・調査研究における留意事項

- 選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱いについて

(ア) 教科書見本の上限

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限について、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知（※3）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、1.（6）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

(イ) 教科書見本の追加送付等に関する留意事項

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。
その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ただし、令和5年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。
- また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和5年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※4）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。
そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。
- 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ

適切な関係を保つこと。

- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※3 令和7年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和7年3月27日付け6文科初第2698号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※4 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体の手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

(ウ) 教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

- 近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。

- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(エ) 教科書発行者の不当な利益供与への対処等

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(5) 過大な宣伝活動等への対処について

(ア) 教科書発行者の宣伝活動について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※5）を行うことは禁止されるものではない。

- しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

<各教科書発行者に慎むよう求めている過大な宣伝活動等>

(採択関係者等への働きかけについて)

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

(説明会等について)

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者その他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

(資料等の配付について)

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(検定申請本（申請図書）の取扱いについて)

- ・令和7年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われ

ることとなるが、検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないこと。

- ※5 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

(イ) 採択権者に求められる過大な宣伝活動等への対処

- 教科書発行者による過大な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中、教科書発行者（教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（※6）を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

- ※6 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

(ウ) 採択権者が主催する説明会について

- この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

(6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について

(ア) 教科書発行者による教師等からの意見聴取等

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。
- また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。
特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

(イ) 教科書発行者からの利益供与への対処について

- 文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。
- なお、「採択関係者」とは、採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手續に参与する者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。（常勤・非常勤は問わない）
- 教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。
- よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

<禁止される行為の具体例>（教科書発行者行動規範より）

- ・ 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材についての対価の支払いを伴う意見聴取（後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等に係る会場費、印刷代等の提供、

その他の労務の提供、又は当該会議等の会員各社の役員・社員以外の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費等の提供

- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷物等への過大な広告費・協賛金等の支出
- ・ 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- ・ 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

<許容される行為>

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。
ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- ・ 採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
- ・ 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆・意見聴取等に対する適正な対価・経費を受領することは差し支えないこと。

- 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。

これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

(ウ) その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。

- 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。
- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（7）文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

（1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。
- 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。
 <不適切な採択方法>
 - ・ 教師等の投票によって決定される
 - ・ 事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
 - ・ 十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
 - ・ その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

(2) 都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

<具体的な取組例>

- ・市町村教育委員会等による採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮し、需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。その際、市町村教育委員会等との協議を行い、確認体制が十分ある場合などに需要数の報告の期限を延長することも考えられる。
 - ・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
 - ・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。
- 文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。
 - ・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。
 - ・都道府県教育委員会や採択権者が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務負担を軽減する方策として、令和8年度需要数報告より、円滑な需要数集計のための新たなシステムの運用を開始する。本システムについては、次年度早期に新規登録や利用方法等について別途御案内する予定である。

(3) 教科書の調査研究の充実等について

(ア) 教科書見本の十分な活用

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。
- このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。
- 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(イ) 静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。
例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。
- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。
また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

(ウ) 調査研究の充実

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。

その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

(参考) 一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下の URL を参照のこと。

<https://www.textbook.or.jp/about-us/publicity-standard.html>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

6 文科初第 2698 号
令和 7 年 3 月 27 日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎 (公印省略)

教科書採択の公正確保について (通知)

我が国においては、民間の教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、教科書の宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられています。しかしながら、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

過去に教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が発生し、これが二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されました。

しかし、その後も、教科書発行者が採択関係者に不当な利益供与を行ったことにより、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態が発生しております。

教科書業界全体として、二度とこのような事態が生じることがないよう、教科書発行者における徹底した不断の取組が不可欠です。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが強く求められます。

ついでには、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体的な措置を確実に講ずること。
- 令和7年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小・中学校用教科書]

- ・ 令和7年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記の部数を上限として教科書見本を送付することができる。

・ 都道府県教育委員会	:	15部
・ 指定都市教育委員会	:	17部
・ 中核市、特例市、特別区教育委員会	:	8部
・ その他の市町村教育委員会	:	5部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1部
・ 教科書センター	:	2部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和6年度に検定を経た教科書の見本

- ・ 都道府県教育委員会 : 6 部
- ・ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を所管する市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会 : 原則 1 部
- ・ 高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） : 原則 1 部
- ・ 教科書センター : 1 部

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。

(※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。

(※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。

(※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

◇ 令和5年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和6年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和6年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・ 令和6年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和6年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に 1 部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないように、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。

また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。

- ・ 上記を除き、「採択関係者」（採択権者である教育委員会の関係者（国

立学校・私立学校においては学校長)のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手続に参与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む(常勤・非常勤は問わない。以下同じ。)への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと(採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。)

特に、令和5年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日(教科書センターには5月末日)までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟している教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和23年文部省令第15号)第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会(又は教科書センター)において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体の手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

(教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて)

- 令和7年度に検定を経る教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報については、教科書協会や文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、同年度末を目途に送付することとしているため、これを取りまとめた上で、当該編著作者及び編集協力者の同意を得ること。
- 教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報について

も、当該執筆者の同意を得た上で、教科書協会に加盟している教科書発行者にあっては教科書協会を通じて、各都道府県教育委員会に送付すること。

- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(検定申請本の取扱いについて)

- 令和7年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。
 - ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
 - ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
 - ・ 教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過大な宣伝活動等について)

- 採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。
 - ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
 - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
 - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者その他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関

与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。

- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

- 採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(違反した場合の対応について)

- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表する場合もあること。
- また、事案の内容を踏まえ、法令上の要件に該当する場合は下記の措置を講ずる場合もあること。

- ・ 検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

【教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号）第7条第2項】

- ・ 教科書の採択に関して教科書発行者その他の教科書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合、同一の教科書の採択期間中（4年間）であっても、当該不公正な行為に関する教科書と同一種目の教科書を採択替えすることができる。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第15条第2項、同法施行規則第6条第2号】

- ・ 教科書発行者やその代表者等が図書の発行に関し著しく不公正な行為をした場合については、既に行った教科書発行者の発行指定の取消しを行うこととなること

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第19条第1号】

- なお、教科書発行者の構成員が採択関係者に不当な利益を供与した場合、事案の内容によっては、刑法（明治 40 年法律第 45 号）上の贈賄罪等の法的責任を負う可能性があること。

（その他）

- 如何なる理由があろうとも、自ら行くと第三者をしてであることを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- なお、万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

令和6年度採択関係状況調査結果（都道府県教育委員会）

調査期間：令和6年10月25日から11月25日

回答者：都道府県教育委員会

調査項目：令和6年度に行った、令和7年度から公立中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。なお特別支援学校の中学部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択地区の構成について

1-1

採択地区が文科省HPと一致しているかについて

	数	割合
①一致している	47	100.0%
②一致していない	0	0.0%

1-2

採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について

	数	割合
①定期的（採択期間の開始時期等）に意向を確認している	13	27.7%
②定期的に確認は行わないが、市町村教育委員会等からの要望を適宜受け付けている	33	70.2%
③その他	1	2.1%

2 採択事務のスケジュールについて

2-1

都道府県教育委員会における市町村教育委員会からの需要数報告の期限について

	数	割合
①7月16日以前	1	2.1%
②7月17日～7月31日	1	2.1%
③8月1日～8月16日	15	31.9%
④8月17日～8月31日	21	44.7%
⑤9月1日～9月16日	7	14.9%
⑥市町村との協議に基づいて柔軟に決定	1	2.1%
⑦数次にわたり設定している	1	2.1%
⑧特段設けていない	0	0.0%

2-2-1

都道府県立中学校で使用する教科書の採択決定時期について

	数	割合
①7月16日以前	1	2.6%
②7月17日～7月31日	2	5.3%
③8月1日～8月16日	10	26.3%
④8月17日～8月31日	25	65.8%

※都道府県立中学校を設置している都道府県のみ回答

2-2-2

採択基準の作成について

	数	割合
①採択基準を作成している	47	100.0%
②採択基準を作成していない	0	0.0%

2-2-3

採択基準として設けている項目について（複数回答可）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	42	89.4%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	28	59.6%
③各学校の教育目標・方針への適合性	22	46.8%
④各教科書の説明等の理解しやすさ	24	51.1%
⑤各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	31	66.0%
⑥各教科書の使いやすさや見やすさ	28	59.6%
⑦いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	17	36.2%
⑧その他の観点や基準	13	27.7%

2-2-4

採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	26	68.4%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限より教科書を採択している	5	13.2%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	0	0.0%
④教育長の専決により教科書を採択している（事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む）	6	15.8%
⑤その他	1	2.6%

※都道府県立中学校を設置している都道府県のみ回答

2-3-1

都道府県立の併設型中学校・中等教育学校で使用する教科書の採択における、各学校の採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	5	14.3%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない	0	0.0%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している	30	85.7%
④その他の方法で採択希望を聴取している	0	0.0%

※都道府県立の併設型中学校・中等教育学校を設置している都道府県のみ回答

2-3-2

各学校から出された採択希望の検討について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った	27	90.0%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみ行った	3	10.0%
③検討を行わなかった	0	0.0%

※2-3-1で②～④を選択した都道府県のみ回答

2-3-3

検討を行う場合の観点について（複数回答可）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	17	63.0%
②各学校の教育目標・方針への適合性	21	77.8%
③学校の選定理由	25	92.6%
④その他	2	7.4%

※2-3-2で①を選択した都道府県のみ回答

2-3-4

検討結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った	27	100%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望とことなる採択を行った	0	0%

※2-3-2で①を選択した都道府県のみ回答

2-3-5

検討にあたっての教科用図書選定審議会への付議について

	数	割合
①教科用図書選定審議会に付議している	8	29.6%
②教科用図書選定審議会に付議していない	19	70.4%

※2-3-2で①を選択した都道府県のみ回答

3 採択関係組織の構成について

3-1～3-2

都道府県の教科用図書選定審議会の構成員について

		当該組織 の構成員 総人数	内訳							
			(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会 事務局職員	(7)その他	
①	都道府県の 教科用図書 選定審議会の 委員	人数	895	91	201	135	107	44	169	148
		割合		10.2%	22.5%	15.1%	12.0%	4.9%	18.9%	16.5%
②	都道府県の 教科用図書 選定審議会の 調査員	人数	3519	3	119	2571	0	0	820	6
		割合		0.1%	3.4%	73.1%	0.0%	0.0%	23.3%	0.2%

3-3～3-5

採択地区の構成員について

		当該組織 の設置 地区数	内訳							
			(1)保護者	(2)校長	(3)教諭等	(4)教育長	(5)教育委員	(6)教育委員会 事務局職員	(7)その他	
①	採択地区の 採択地区協議会	地区数	310	201	105	49	309	193	127	38
		割合		64.8%	33.9%	15.8%	99.7%	62.3%	41.0%	12.3%
②	採択地区の 選定委員会	地区数	387	318	326	190	140	115	213	150
		割合		82.2%	84.2%	49.1%	36.2%	29.7%	55.0%	38.8%
③	採択地区の 調査員	地区数	556	36	381	547	2	1	117	11
		割合		6.5%	68.5%	98.4%	0.4%	0.2%	21.0%	2.0%

4 採択に係る資料の公表等について

		公表	非公表 (未作成 含む)	公表の方法、時期（複数回答可）			非公表の理由		
				ホーム ページ	情報セン ター等	その他	静ひつな採 択環境を確 保するため	請求があれば開示 しているため	その他
①	都道府県教育委員会が 作成する採択基準	41	6	31	17	1	0	6	0
		87.2%	12.8%						
②	都道府県教育委員会が 作成する選定関係資料	38	9	26	19	1	0	9	0
		80.9%	19.1%						
③	都道府県立中学校で 使用する教科書の 採択結果	35	3	32	10	3	0	3	0
		92.1%	7.9%						
④	都道府県立中学校で 使用する教科書の 採択理由	21	17	16	9	3	3	14	0
		55.3%	44.7%						
⑤	都道府県立中学校で 使用する教科書の採択 に係る教育委員会の 議事録	18	8	16	1	2	5	2	1
		69.2%	30.8%						

※③・④・⑤は都道府県立中学校を設置している都道府県のみ回答

※⑤は2-2-4で①と選択した都道府県のみ回答

5 教科書見本の取扱いについて

5-1

都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供について（複数回答可）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	8	17.0%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている	25	53.2%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	10	21.3%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない	5	10.6%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない	2	4.3%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している	21	44.7%
⑦その他	6	12.8%

5-2

都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である	41	87.2%
②教科書見本の送付部数限度は多い	1	2.1%
③教科書見本の送付部数限度は少ない	5	10.6%

6 教科書展示会について

6-1

教科書展示会の会場数等について

①都道府県域内において開催された法定展示会（※）の会場数の総数	1288
②来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	1073
③来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	235

※令和6年度における「法定展示期間」は6月14日から7月31日までの任意の14日間。

来場者数の把握を行っている法定展示会の1073の会場の内、来場者数の延べ人数は78728人（概数）

7 図書館等への教科書の整備について

7-1

都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	数	割合
①教科書センターで閲覧に供するようにしている（教科書見本を含む）	45	95.7%
②学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている	2	4.3%
③公立図書館で閲覧等に供するようにしている	18	38.3%
④特に整備していない	2	4.3%

8 採択に関する公正確保について

8-1

都道府県教育委員会における公正確保のための措置について（複数回答可）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った（文部科学省からの通知の内容や趣旨等を、域内の関係者に展開したことを含む）	47	100%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った	13	28%
③特に措置を行っていない	0	0%

9 学習者用デジタル教科書の見本版について

9-1

学習者用デジタル教科書の見本版を採択の考慮の一事項としたかについて

	数	割合
①採択の考慮の一事項とした	22	57.9%
②採択の考慮には入れていない	16	42.1%

※都道府県立中学校を設置している都道府県のみ回答

10 二次元コードについて

10-1

選定資料の作成に当たり、二次元コードを調査研究し、選定資料の項目として掲載したかについて

	数	割合
①調査研究のうえ、選定資料に掲載した	31	66.0%
②調査研究したが、選定資料には掲載していない	8	17.0%
③調査研究していない	8	17.0%

10-2

都道府県立中学校で使用する教科書の採択プロセスにおける二次元コードの取扱いについて（複数回答可）

	数	割合
①教科書採択の考慮の一事項とした	16	42.1%
②補助教材としての有益性・適切性を確認した	20	52.6%
③①・②のいずれも当てはまらない	6	15.8%

※都道府県立中学校を設置している都道府県のみ回答

令和6年度採択関係状況調査（市町村教育委員会）

調査期間：令和6年10月25日から11月25日

回答者：市町村教育委員会

調査項目：令和6年度に行った、令和7年度から公立中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校を含む。なお特別支援学校の中学部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択事務のスケジュール等について

1-1

採択の決定時期について

	数	割合
①7月16日以前	78	4.5%
②7月17日～7月31日	895	51.1%
③8月1日～8月10日	324	18.5%
④8月11日～8月20日	84	4.8%
⑤8月21日～8月31日	369	21.1%

1-2

採択権限の行使方法について

	数	割合
①教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	1698	97.0%
②教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	16	0.9%
③教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	7	0.4%
④教育長の専決により教科書を採択している (事後に教育委員会に報告し、教育委員の意見聴取をする場合を含む)	29	1.7%
⑤その他	0	0.0%

2 採択にあたっての調査研究について

2-1

採択地区における調査員等（他の名称で同様の役割の組織がある場合も含む。）が教科書について作成する資料とその扱いについて

	数	割合
①総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	1189	67.9%
②総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	113	6.5%
③総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	311	17.8%
④総合的な評定を付した資料（観点別の評定を併せて付したものを含む）を作成し、首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとしている	98	5.6%
⑤資料を作成していない（調査員組織がない場合を含む）	39	2.2%

2-2-1

市町村立中学校で使用する教科書の採択に関する方針等について

	数	割合
②市町村立中学校で使用する教科書の採択に関する方針等を作成していない	1346	76.9%
①市町村立中学校で使用する教科書の採択に関する方針等を作成している	404	23.1%

2-2-2

採択に関する方針等として設けている項目について（複数回答可）

	数	割合
①教育基本法、学習指導要領への準拠性	1194	68.2%
②都道府県の教育目標・方針への適合性	731	41.8%
③市町村の教育目標・方針への適合性	675	38.6%
④各教科書の説明等の理解しやすさ	1003	57.3%
⑤各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	1086	62.1%
⑥各教科書の使いやすさや見やすさ	1084	61.9%
⑦いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	748	42.7%
⑧その他の観点や基準	240	13.7%

2-3-1

市町村立の併設型中学校・中等教育学校で使用する教科書の採択における、各学校の採択希望の聴取状況について

	数	割合
①各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択している	29	55.8%
②各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取していない	2	3.8%
③各学校の採択希望を聴取している。その際、希望理由は聴取している	20	38.5%
④その他の方法で採択希望を聴取している	1	1.9%

※市町村立の併設型中学校・中等教育学校を設置している市町村のみ回答

2-3-2

各学校から出された採択希望の検討について

	数	割合
①教科書の内容の適切性の検討を行った	15	65.2%
②教科書の内容の適切性以外の形式的な確認のみ行った	7	30.4%
③検討を行わなかった	1	4.3%

※2-3-1で②～④を選択した市町村のみ回答

2-3-3

検討を行う場合の観点について（複数回答可）

	数	割合
①都道府県の教育目標・方針への適合性	10	66.7%
②市町村の教育目標・方針への適合性	13	86.7%
③各学校の教育目標・方針への適合性	12	80.0%
④学校の選定理由	11	73.3%
⑤その他	1	6.7%

※2-3-2で①を選択した市町村のみ回答

2-3-4

検討結果について

	数	割合
①全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った	9	60.0%
②1つ以上の学校において、1以上の種目について、各学校の採択希望とことなる採択を行った	6	40.0%

※2-3-2で①を選択した市町村のみ回答

3 採択に係る資料の公表等について

市町村教育委員会における採択資料の公表等について

		公表	非公表 (未作成 含む)	公表の方法			非公表の理由				
				ホーム ページ	情報セン ター等	その他	静ひつな 採択環境 を確保す るため	請求があれば 開示してい るため	採択地区協 議会の事務 局が公表し ているため	都道府県教 育委員会が 公表してい るため	その他
①	市町村教育委員会が作成する選定関係資料	567	1183	383	193	36	165	736	139	28	25
		32.4%	67.6%								
②	市町村立中学校で使用 する教科書の採 択結果	1067	683	964	175	90	40	309	137	163	9
		61.0%	39.0%								
③	市町村立中学校で使用 する教科書の採 択理由	702	1048	575	142	38	138	645	154	22	33
		40.1%	59.9%								
④	市町村立中学校で使用 する教科書の採 択に係る議事録	649	1022	573	104	26	245	590	99	2	24
		38.8%	61.2%								
⑤	採択地区協議会の 議事録	458	1023	360	85	32	109	635	193	3	31
		30.9%	69.1%								

※④は1-2で①と回答した市町村のみ回答

※⑤は共同採択地区を構成する市町村のみ回答

4 教科書見本の取扱いについて

4-1

市町村教育委員会における教育長及び教育委員（以下「教育委員等」という。）への教科書見本の提供について（複数回答可）

	数	割合
①自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	294	16.8%
②専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている	869	49.7%
③採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	502	28.7%
④見本本の比較資料などを提供し、見本本自体は提供していない	26	1.5%
⑤見本本の比較資料も見本本自体も提供していない	38	2.2%
⑥教科書展示会で見本本の閲覧の機会を提供している	819	46.8%
⑦その他	107	6.1%

4-2

市町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

	数	割合
①教科書見本の送付部数限度は適切である	1508	86.2%
②教科書見本の送付部数限度は多い	195	11.1%
③教科書見本の送付部数限度は少ない	47	2.7%

5 図書館等への教科書の整備について

5-1

市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数回答可）

	数	割合
①学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている	151	8.6%
②公立図書館で閲覧等に供するようにしている	649	37.1%
③特に整備していない	1007	57.5%

6 共同採択における採択手続き等について

6-1

採択地区協議会の委員に、委員の職務上知り得た秘密に係る守秘義務を課しているかについて

	数	割合
①公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれており、その者に守秘義務を課している	1171	79.1%
②公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれているが、その者に守秘義務を課していない	18	1.2%
③公務員以外の者は採択地区協議会の委員に含まれていない	292	19.7%

※共同採択地区の市町村のみ回答

7 採択に関する公正確保について

7-1

市町村教育委員会における公正確保のための措置について（複数回答可）

	数	割合
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った（文部科学省からの通知の内容や趣旨等を、域内の関係者に展開したことを含む）	1698	97.0%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った	41	2.3%
③特に措置を行っていない	49	2.8%

8 学習者用デジタル教科書の見本版について

8-1

学習者用デジタル教科書の見本版の活用状況について

	数	割合
①採択の考慮の一事項とした	1143	65.3%
②採択の考慮には入れていない	607	34.7%

9 二次元コードについて

9-1

市町村立中学校で使用する教科書の採択プロセスにおける二次元コードの取扱いについて（複数回答可）

	数	割合
①教科書採択の考慮の一事項とした	1030	58.9%
②補助教材としての有益性・適切性を確認した	750	42.9%
③①・②のいずれも当てはまらない	202	11.5%

令和6年度採択関係状況調査（国立・公立大学法人が設置する中学校及び私立中学校）

調査期間：令和6年10月25日から11月25日

回答者：国立大学法人が設置する中学校、私立中学校

調査項目：令和6年度に行った、令和7年度から国立・私立中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校を含む。なお特別支援学校の中学部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため100%にならない場合があります。

1 採択決定時期と採択方法について

1-1

採択の決定時期について

	国立・公立大学法人が設置する中学校		私立中学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①7月16日以前	17	21.5%	424	57.3%
②7月17日～7月31日	27	34.2%	222	30.0%
③8月1日～8月10日	11	13.9%	34	4.6%
④8月11日～8月20日	4	5.1%	15	2.0%
⑤8月21日～8月31日	20	25.3%	45	6.1%

1-2

採択方法について

	国立・公立大学法人が設置する中学校		私立中学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	30	38.0%	62	8.4%
②学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	4	5.1%	19	2.6%
③①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	41	51.9%	636	85.9%
④特定の教員（校長等）が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	2	2.5%	21	2.8%
⑤その他	2	2.5%	2	0.3%

2 採択に係る資料の公表等について

	属性	作成	公表・非公表の別		未作成
			公表	非公表	
①選定関係資料	国立・公立大学法人が設置する中学校	65	公表	28	14
			非公表	37	
	私立中学校	179	公表	48	561
			非公表	131	
	属性		公表	非公表	
②採択結果	国立・公立大学法人が設置する中学校	53	26		
	私立中学校	187	553		
③採択理由	国立・公立大学法人が設置する中学校	48	31		
	私立中学校	98	642		

3 採択に関する公正確保について

3-1

公正確保のための措置について（複数回答可）

	国立・公立大学法人が設置する中学校		私立中学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った（文部科学省からの通知の内容・趣旨等を、関係者に展開したことを含む）	77	97.5%	590	79.7%
②①以外の教科書採択の公正確保のための措置を行った	3	3.8%	17	2.3%
③特に措置を行っていない	1	1.3%	137	18.5%

4 学習者用デジタル教科書の見本版について

4-1

学習者用デジタル教科書の見本版の活用状況について

	国立・公立大学法人が設置する中学校		私立中学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①採択の考慮の一事項とした	43	54.4%	392	53.0%
②採択の考慮には入っていない	36	45.6%	348	47.0%

5 二次元コードについて

5-1

教科書の採択プロセスにおける二次元コードの取扱いについて（複数回答可）

	国立・公立大学法人が設置する中学校		私立中学校	
	学校数(校)	全体に占める割合(%)	学校数(校)	全体に占める割合(%)
①教科書採択の考慮の一事項とした	43	54.4%	247	33.4%
②補助教材としての有益性・適切性を確認した	45	57.0%	300	40.5%
③①・②のいずれも当てはまらない	9	11.4%	256	34.6%



6 初 教 科 第 27 号
令 和 7 年 3 月 27 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
黄 地 吉 隆 (公印省略)

令和8年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和7年3月27日付け6文科初第2697号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な教科書の採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

文部科学省では、各採択権者の採択事務処理の円滑化・効率化に資するように、採択事務処理等(需要数報告事務処理も含む)に係る必要な情報を取りまとめ、以下のポータルサイトを開設していることから積極的に御活用ください。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【採択事務処理等ポータルサイト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282214_00007.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1. 各学校段階における令和7年度の教科書採択について

(1) 小・中学校用教科書の採択について

令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(2) 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、以下の(4)のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和8年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に掲載されている教科書のうちから採択することができること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級並びに高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の規定により、教科書目録に搭載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

- ② 特別支援学校・学級用の一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）一般図書の最大給与数は、特別支援学校においては特別支援学校学習指導要領に示す教科数、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては小学校・中学校学習指導要領に示す各学年の教科数を原則とし、各児童生徒に対し過年度も含め未給与の図書であることを確認の上採択を行うこと。

（イ）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（ウ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書や、そもそも図書性を有さないパズルやカード類の知的玩具等は適切ではない。）。

（エ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（オ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

（カ）別途送付している「令和7年度用一般図書契約予定一覧について」（令和7年2月28日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書（点字）や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択権者において当該図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握するだけでなく、教科書として年間通じての需要に耐えうる十分な在庫量と供給機能を有しているか、発行者が国との契約意向があるかについて、該当発行者に十分に確認した上で採択を行う必要があること。近年、採択権者から発行者への上記の供給確認が不十分であったために、採択・需要数報告後に供給不能が判明する事例が散見されるため、特に留意すること。

なお、令和8年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか再度確認することになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあること。

2. 採択に当たっての留意事項について

(1) 教科書の採択期限について

義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。

高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(2) 同一の教科書の採択期間について

義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。

その特例として、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされていること。またその際には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えない。

(3) 採択する際の検討の在り方について

障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。

各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ユニバーサルデザインフォントに関する取組
 - ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
 - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- カラーユニバーサルデザインに関する取組
 - ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付けたりする。
- レイアウトに関する取組
 - ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
 - ・写真を重ねる際は境目をわかりやすくする。

(4) 教科書採択に関する情報の公表について

教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（令和7年3月27日付け6文科初第2697号文部科学省初等中等教育局長通知別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

また、高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(5) その他

令和7年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、採択関係者と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

3. 教科書見本等について

(1) 教科書見本の送付について

教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（令和7年3月27日付け6文科初第2698号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

また、同通知において、教科書発行者に対しては、令和6年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付す

るよう求めていること。

(2) 高等学校用教科書見本の取扱いについて

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できるとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。(各高等学校で採択された教科書見本を教育委員会等に提出を求める際も、教育委員会は手続き終了後に各高等学校へ教科書見本を返却し保管するよう指導すること)

(3) 編修趣意書について

文部科学省では、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を取りまとめた上で以下の URL に掲載しているのので、採択事務処理を行う際には参考にすることができること。

加えて、各採択権者にその旨を周知すること(令和7年度は4月下旬頃に更新予定)。

URL :

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm

4. 教科書展示会及び教科書センターについて

(1) 教科書展示会の意義について

教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

なお、文部科学省ホームページ(※)においても、各都道府県教育委員会が毎年開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

(※) 文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1359114.htm

(2) 令和7年度法定展示会の開始の時期及び期間について

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和23年文部省令第15号)第5条の規定に基づき、6月1日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間(法定展示期間)開催すること。

なお、教科書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、都道府県教育委員会が毎年文部科学大臣の指示する時期に開催することとしているが、令和6年度まで官報で告示していた文部科学大臣の指示する時期は、令和7年度以降、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第5条により、6月1日から7月31日までの間の14日間とされた

点に留意すること。

※教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（抄）

第五条 法第五条の文部科学大臣の指示する時期は、六月一日から七月三十一日までの間の十四日間とする。

(3) 出品教科書に関する留意点について

教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

また、出品された教科書見本については、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第9条により、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、これを展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

(4) その他教科書展示会について

法定展示期間（上記（2）に記載の14日間）に加えて、法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害等の発達障害や日本語に通じないこと等により教科書を利用することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

(5) 教科書センターについて

教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

教科書センターの新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

その際、報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

5. 需要数報告について

(1) 需要数報告の期限について

需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。その際、都道府県教育委員会が市町村教育委員会に対して設定する締切りについては、採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮したものとすること。

(2) 需要数報告の変更について

需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うよう努めると共に、万一、1月末以降に需要数の変更が生じた場合には、可及的速やかに教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等へ連絡を行うとともに、文部科学省にその旨報告し対応を相談すること。

なお、令和8年度需要数報告以降については、新たな教科書事務執行管理システムが稼働することから、こうした需要数報告後の需要数の変動を都度システム上で報告することとなること。

(3) 一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告について

特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等（拡大教科書・点字教科書）の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること。

なお、音声教材については、必要とする児童生徒への円滑な提供のため、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定である。教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

(4) 高等学校使用教科書の需要数報告について

高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるため、需要数報告

に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

なお、特に近年、高等学校の需要数報告にあたり、毎年の入学者数の実績等を加味すること無く、単なる定員数等により報告する事例が相次いでいるが、こうした報告は後の需要数変更が不可欠となり、安定的な教科書供給に支障を来すことに繋がりがねないため、厳に慎むこと。

繰り返しとなるが、令和8年度需要数報告からは新たな教科書事務執行管理システムが稼働するため、各学校が採択後に行う需要数変動はシステムを通じ学校ごとに把握されることに留意すること。

6. 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づいて告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

7. 今後の検定・採択のスケジュール等について

令和7年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

また、文部科学省では、教科書に関係する法令等について、最新の法改正等を反映させた教科書関係法令集（令和5年4月時点）を取りまとめ、以下の文部科学省ホームページに掲載したので適宜参考にされたい。

【教科書関係法令集（令和5年4月）】

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00002.htm

以上

【別記】 検定・採択の周期

年度（西暦）		H30	H31/R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
学校種別等区分		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	
小 学 校	検 定	◎				◎				◎	
	採 択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中 学 校	検 定	◎	◎				◎				
	採 択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎	◎				◎		
		採 択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検 定			◎	◎				◎	
		採 択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検 定				◎	◎				◎
		採 択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。



令和7年4月18日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 山口 真佐



教科書の採択方針について（答申）

令和7年4月18日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和8年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等

を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の英語の採択に当たって、中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校（小学部・中学部）の英語の採択に当たって、小学校英語及び中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和7年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

教科書展示会の実施について

1 目 的

保護者等区民に教科書を公開することにより、教育内容への一層の関心と理解を深めることを目的とする。

2 内 容

教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、法定展示会を14日間開催する。

3 展示期間

法定展示会：令和7年6月13日（金）から6月27日（金）

※6月22日の休館日を除く

4 展示時間

千代田図書館の開館時間と同じ

- ・月～金 午前10時から午後10時まで
- ・土 午前10時から午後7時まで
- ・日及び最終日 午前10時から午後5時まで

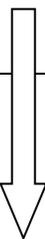
5 展示教科書

「小学校」「中学校・中等教育学校前期課程」「中等教育学校後期課程」の3つの区分で、各教科の教科書を展示する。

6 展示会場

千代田図書館 第3研修室（区役所9階）

令和8年度使用 千代田区立学校教科用図書の採択事務日程

月	教育委員会事務局	九段中等教育学校 (後期課程)	特別支援学級 (小・中)	小・中・中等教育学校 (前期課程)	展示会
4月	4/8 (火) 教育委員会報告 【令和8年度使用 教科用図書の採択事務日程等】				
5月	5/27 (火) 教育委員会定例会 (詳細報告) 【令和8年度使用 教科用図書の採択について】 <事務局> ・九段中等校長に、選定依頼 ・特別支援学級設置校長に、調査及び申請依頼	5月中旬 ・選定委員会設置 ・要綱及び委員名簿提出 5月中旬～6月下旬 ・調査研究 ・選定	5月中旬～6月下旬 ・調査研究 ・選定		
6月					6/13(金)展示会開始 (千代田図書館)  6/27(金)展示会終了
7月	7/22 (火) 教育委員会定例会【協議】秘密会	7/1 (火) ・選定理由及び結果報告 (→事務局)	7/1 (火) ・申請理由及び結果報告 (→事務局)		
8月	8/26 (火) 教育委員会【議決】 【九段中等教育学校 (後期課程) 教科用図書の採択】 【特別支援学級 (小・中) 教科用図書の採択】 【小・中・中等教育学校 (前期課程) 教科用図書の採択】 8/29 (金) 採択結果報告 (→東京都)				※現在使用している教科用図書を採択

いじめ、不登校、はくちょう教室の状況(令和7年4月末の報告)

教育委員会資料
令和7年5月13日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数		はくちょう教室利用者数		
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度累計	今月利用者数	今月登録者数	先月末登録者数
小学校	1年				4月は登校日が30日未満のため、不登校に該当する児童・生徒はなし。				
	2年	1		1					
	3年	1		1					
	4年						1		
	5年	4		4			4	4	
	6年	4		4			2	3	
中・中等(前期)	1年						1	1	
	2年						1	4	
	3年	1		1			2	2	
中等(後期)	4年								
	5年								
	6年								
計	合計	11		11		10	15	0	

千代田区英語教育推進会議の設置について

1 設置目的

「千代田区子育て・教育ビジョン」の基本理念に基づき、千代田区教育委員会では「国際教育の推進」を令和7年度の重点項目として設定した。「伝統文化への理解推進」「英語力の推進」「多文化理解の促進と国際感覚の育成」「外国籍の子どもたちへの生活サポート」の4つの柱に沿った施策展開を行っている。しかしながら、「英語力の推進」に関する取組については、幼児教育段階からの連続的な施策展開が十分に行われているとは言い難い現状がある。

そこで、世界の共通言語である英語を活用し、主体的にコミュニケーションを図る活動を通して、国際的に活躍する子どもたちを育成することを目指し、以下の目的で千代田区英語教育推進会議を設置する。

- (1) 英語教育に関する施策の効果検証の在り方について協議し、実態調査等を基に各施策の成果と課題について整理する。
- (2) 英語教育に関する先進的な取組を実施している学校・園にて行われている実践報告から今後の英語教育推進に向けた取組の方向性について検討する。
- (3) 英語教育に関する施策の効果的な周知の在り方等について協議する。

2 会議の構成

- (1) 学識経験者（3名）
 - ・東京都立大学名誉教授 中島 平三 先生
 - ・立教大学異文化コミュニケーション学部異文化コミュニケーション学科教授（学部長） 森 聡美 先生
 - ・武蔵野大学グローバル学部グローバルコミュニケーション学科教授（学科長） 櫻井 千佳子 先生
- (2) 保護者代表（2名）
 - ・小学校保護者代表 麴町小学校PTA 井上 淑子 会長
 - ・中学校保護者代表 神田一橋中学校PTA 大前 真澄 会長
- (3) 幼稚園・こども園の園長（1名）
千代田区立九段幼稚園 横澤 峰紀子 園長
- (4) 小学校の校長（1名）
千代田区立九段小学校 難波 明夫 校長
- (5) 中学校・中等教育学校の校長（1名）
千代田区立麴町中学校 堀越 勉 校長
- (6) 子ども部教育担当部長
大森 幹夫
- (7) 子ども部指導課長
上原 史士

※任期は令和7年4月から令和8年3月までの1年間とする。

※事務局は指導課統括指導主事・指導主事、指導課管理係が行う

3 スケジュールおよび内容

(1) 日程（年間3回、千代田区役所4階教育委員会室にて開催）

- ①第1回 令和7年5月12日（月）18:00 開始
- ②第2回 令和7年6月27日（金）18:00 開始
- ③第3回 令和7年9月8日（月）17:00 開始

(2) 内容

- ①これまでの英語教育に関する施策の推進状況について
 - ・国際教育推進校（九段小学校）におけるALT配置拡充
 - ・国際教育の推進パイロット園（番町幼稚園等）における外国人講師の配置
 - ・区立小学校6年生、区立中学校全学年を対象とした、東京グローバル・ゲートウェイ（TGG）における英語体験活動
- ②実態調査等を踏まえたこれまでの施策展開の成果や課題の分析について
 - ・これまでの実態調査結果を基にした現状分析
 - ・追加調査の必要がある事項の検討（児童・生徒向け、保護者向け、教員向け調査等）
- ③課題解決に向けた効果的な方策の検討について
 - ・英語によるコミュニケーションの必要性を実感できる環境整備
 - ・外部機関等と連携した取組の推進等
- ④今後の方向性について
 - ・令和8年度予算要求に向けた確認事項
- ⑤その他

千代田区英語教育推進会議設置要綱

7 千子指導発第 200 号 令和 7 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 千代田区の教育振興基本計画の基本理念及び基本的方向性に基づき、英語教育に関する施策の推進により、世界の共通言語である英語を活用し、主体的にコミュニケーションを図る活動を通して、国際的に活躍する子どもたちを育成することを目指し、千代田区英語教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 英語教育に関する施策の効果検証の在り方に関すること。
- (2) 学校園における英語教育推進に向けた施策の方向性に関すること。
- (3) 英語教育に関する施策の効果的な周知の在り方に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表者
- (3) 区立小学校の校長
- (4) 区立中学校・中等教育学校の校長
- (5) 区立幼稚園・こども園の園長
- (6) 子ども部教育担当部長
- (7) 子ども部指導課長
- (8) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第 5 条 推進会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は、推進会議を代表し、会務を統括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、必要な回数を、座長が招集し開催する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席（音声及び映像の送受信により相互の状態を即時に認識しながら通話をすることができる方法による出席を含む。）がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意

見を聞くことができる。

(部会の設置)

第7条 必要に応じ、推進会議に部会を設けることができる。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置く。

2 委員会の事務局は、子ども部指導課が担当し、推進会議の庶務を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

2 推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年5月13日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
5	13	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
5	14	水		日光移動教室①（麴町小）～16日	栃木県日光市	
5	15	木	10:10	教育委員訪問	九段幼稚園	教育委員出席
5	16	金		九段中等教育学校 体育祭	九段中等教育学校	
5	17	土		麴町中学校 体育祭	麴町中学校	
5	18	日				
5	19	月				
5	20	火				
5	21	水	10:00	日光移動教室②（九段小・昌平小）～23日 教育委員訪問	栃木県日光市 お茶の水幼稚園	教育委員出席
5	22	木				
5	23	金	10:00	指導課訪問	富士見小学校	
5	24	土		番町小学校運動会	番町小学校	
5	25	日				
5	26	月	10:00	教育委員訪問	昌平小学校	教育委員出席
5	27	火	15:00~	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
5	28	水	14:00~	保幼小合同研修会 いすみこども園・和泉小学校	いすみこども園・和泉小学校	教育委員出席
5	29	木	14:00~	学校保健会総会	カスケードホール	区長・教育長・区議会議長
5	30	金				
5	31	土		神田一橋中学校 体育祭	神田一橋中学校	
6	1	日				
6	2	月				
6	3	火				

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和7年5月13日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
6	4	水	10:00	日光移動教室③（番町小・お茶の水小）～6日 指導課訪問	栃木県日光市 千代田幼稚園	
6	5	木		日光移動教室③		
6	6	金				
6	7	土		和泉小学校運動会	和泉小学校	
6	8	日				
6	9	月				
6	10	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
6	11	水		日光移動教室④（富士見小）～13日	栃木県日光市	
6	12	木	10:00	教育委員訪問	魏町中学校	教育委員出席
6	13	金	10:00	指導課訪問	神田一橋中学校	
6	14	土				
6	15	日				
6	16	月				
6	17	火				
6	18	水		日光移動教室⑤（千代田小・和泉小）～20日	栃木県日光市	
6	19	木				
6	20	金				
6	21	土				
6	22	日				
6	23	月				

「広報千代田」
5月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

15件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間		
1	子ども施設課 区民宿泊施設 メレーズ軽井沢のお知らせ	・お盆期間の予約申し込みの案内 ・臨時休館の周知	・6月1日～6月8日 ・9月16日～12月18日	メレーズ軽井沢	
2	指導課 教科書展示会を開催します	小学校・中学校・中等教育学校の教科書の展示会を開催。	6月13日～6月27日	千代田図書館第3研修室	
3	児童・家庭支援センター 「親と子の絆プログラム」小学校低学年までを乗り切るスキル講座	講座の参加募集 内容：小学校入学後の生活について保護者同士で情報交換し子どもとの良いコミュニケーションを身につける。第3回にはアガマゼメントも学ぶ。	6月24日/7月1日/7月8日(火) 10時～12時	四番町児童館	
4	児童・家庭支援センター 発達障害等相談・療育経費助成の制度が一部変更になりました	子どもの発達についての検査、相談、療育を専門相談機関等でうけたとき、支払われた1か月あたりの経費の3分の2を助成。	—	—	
5	児童・家庭支援センター 子どもと家庭に関わる総合相談	相談の周知 内容：育児・子育ての悩み、児童虐待など、妊娠期を含め、0歳～高校3年生相当の年齢の子どもとその家族に関するさまざまなこと	24時間365日(夜間<17時～翌日9時>要予約)	児童・家庭支援センター(神田司町2-16神田さくら館6階)	
6	文化振興課 日比谷図書文化館 特別展 香川元太郎「日本の城」イラスト原画展 ～全国お城巡り@日比谷	本展では、香川元太郎が描いた城郭の復元イラスト作品約100点を一堂に展示。	7月5日(土)～8月31日(日) 月～木・土：10時～19時、金：10時～20時、日・祝：10時～17時(入室は閉室の30分前まで)	日比谷図書文化館 日比谷コンベンションホール(大ホール)	日比谷図書文化館

「広報千代田」
5月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

15件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間		
7	文化振興課 星のソムリエ®星空教室 ～ 芸術編 第1回 星空と美術 (仮)	星々にインスピレーションを受けた芸術家たちはどんな星空を見ていたのか。絵画や音楽、文学作品を通して、彼らが作品に残した天文の世界をのぞく。	6月26日(木) 19時～21時00分	日比谷図書文化館 日比谷コンベンションホール(大ホール)	日比谷図書文化館
8	文化振興課 千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。	6月8日(日) 11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
9	文化振興課 千代田図書館 はじめての神保町街あるき	コンシェルジュとともに神田神保町古書店街を巡る街歩きイベント	5月31日(土) 11時～	神田神保町古書店街周辺	千代田図書館
10	文化振興課 第20回ちよだジュニア文学賞の作品の募集	第20回ちよだジュニア文学賞の作品の募集	9月4日(木) 必着		
11	文化振興課 MONA MUSIC concert series vol.9	お子さんと親御さんが一緒にお楽しみいただけるクラシックコンサート	6月25日(水) 11時・13時・15時 全3公演 (各回40分)	ブックハウスカフェ『ひふみ』	MONA MUSIC
12	生涯学習・スポーツ課 モルック講習会・大会参加者募集	①モルック講習会②大会の参加者を募集	①6月15日(日) 10時～12時 ②6月29日(日) 10時～12時	スポーツセンター	
13	生涯学習・スポーツ課 民踊講習会	盆踊りの講習会の参加者を募集	①6月6日(金) 19時～20時30分 ②7月4日(金) 19時～20時30分	スポーツセンター	
14	生涯学習・スポーツ課 オープンペアマッチ卓球大会	オープン	7月21日(月・祝) 9時30分～ 13時30分～	スポーツセンター	千代田区卓球連盟
15	生涯学習・スポーツ課 昌平童夢館コミュニティスクール体育館 貸出中止のお知らせ	昌平童夢館体育館でのLED工事に伴い、夏休み期間中貸出を中止する。	7月28日(木) ～8月29日(金)	昌平童夢館	